

EXPO 2027 YOKOHAMA JAPAN

持続可能性に配慮した調達コード 通報受付窓口（概要版）

2024年10月
公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

持続可能性に配慮した調達コード 通報受付窓口 概要



- 2024年1月に策定した「**持続可能性に配慮した調達コード**」について、**不遵守に関する通報を受け付け、適切に対応するため、通報受付窓口を2024年10月に設置。**
- 協会は、通報を受けた場合、**通報受付対応要領**に基づき、**情報収集**を行うとともに、必要に応じて、**当事者間の対話の促進や改善措置等、解決に必要な対応を行う。**

通報受付対応要領の構成	
1 趣旨	8 通報の手段
2 目的	9 通報の内容
3 基本原則	10 通報受付窓口における案件処理のプロセス
4 実施体制	11 持続可能性有識者委員会への報告
5 対象案件	12 情報公開
6 通報者	13 広報
7 通報の受付期間	

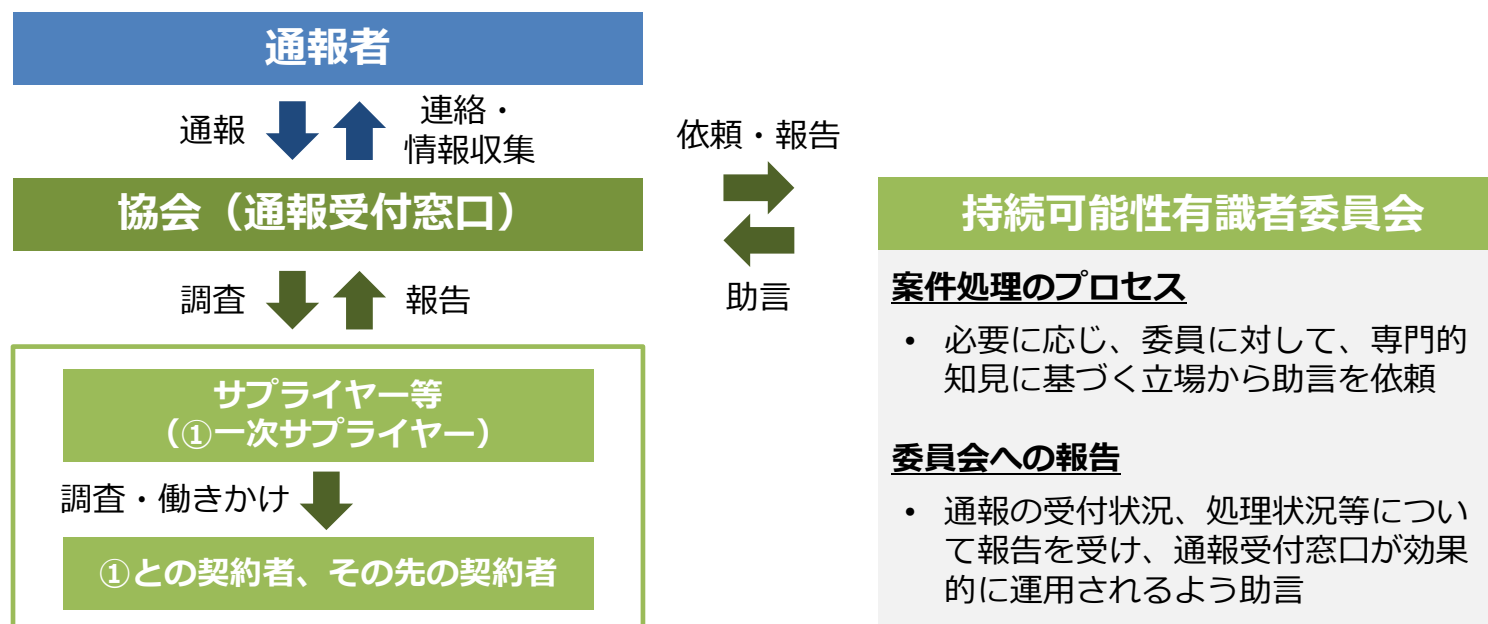
通報受付窓口の趣旨、目的、基本原則

- 調達コードの通報受付窓口は、**通報の解決に向けて必要な対応を実施すること、当事者間の建設的な対話を促進し、適正な改善を図ることを目的として設置。**

項目	概要
趣旨	・ 調達コードの通報受付窓口を設置するとともに、通報受付対応要領を策定
目的	・ 調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、それらの迅速かつ適切な解決に向けて、必要な対応を公平かつ透明性をもって実施すること ・ 特に調達コードの不遵守を理由として生じた問題に関して、当事者等の合意に向けて、当事者間の建設的な対話を促進するなどして、適正な改善を図ること
基本原則	・ 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の「非司法的苦情処理の仕組み（グリーンバンス・メカニズム）の実効性基準」として示されている、以下の内容に基づくことを基本原則とする 正当性、利用可能性、予測可能性、公平性、透明性、権利適合性、持続可能な学習源、関与と対話

実施体制

- **サプライヤー等、とりわけ一次サプライヤー**は、調達コードでサプライチェーンに対する調査・働きかけが求められていることを踏まえ、**要領を十分理解し、円滑な実施に協力して対応**することが求められる。
- **持続可能性有識者委員会**は、**協会の依頼・報告**に対して、**通報受付窓口が効果的に運用されるよう助言**。



対象案件、通報者、通報の受付期間



- **対象案件**は、協会や出展者等が調達する物品・サービス・工事、及びライセンス商品等であり、**調達コードの不遵守に関する通報**とする。
- **通報者**は、**負の影響を受けた、又は将来受けると考えられる当事者やステークホルダー**とする。
- **通報の受付期間は、2027年12月31日まで**とする。

項目	概要
対象案件	以下の調達コードの不遵守に関する通報（サプライチェーンを含む） ・ 協会が調達する物品・サービス・工事、及びライセンス商品（協賛企業を含む） ・ 出展者等が本園芸博に関連して調達する調達物品等
通報者	・ 調達コードの不遵守の結果として、負の影響を受けた、又は相当程度の蓋然性で将来負の影響を受けると考えられる当事者をはじめとする、あらゆるステークホルダー（代理人を含む）
通報の受付期間	・ 通報受付窓口の設置日から2027年12月31日まで ・ 調達コードの不遵守に関する事実が通報の受付期間より前に生じた事例も、通報の対象にできる

通報の手段、通報の内容

- 通報者は、**通報フォームに通報の内容を記入し、メールで協会に提出※1。**

通報フォームの記載内容

様式1
持続可能性に配慮した調達コード 通報受付窓口 通報フォーム¹
年 月 日
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 行

(1) 通報者の氏名・住所・連絡先（電話番号、e-mailアドレス） ²	
a 氏名（ふりがな）	()
b 住所	〒
c 電話番号	- () -
d e-mail アドレス	@
e 処理過程において 匿名を希望しますか	(いづれかに○をする) はい ・ いいえ
(2) 被通報者に関する情報 ³	
a 氏名、名称（ふりがな）	()
b 住所・連絡先 （電話番号、 e-mail アドレス）	〒
c 通報者と被通報者との 関係	
(3) 協会、又は出展者等が調達する調達物品等と特定する情報 ⁴	
a 調達物品等の種類・名 称、製造、若しくは販 売業者の名称、又は名 称等のみで特定が困難 な場合は調達物品等が 特定できる特徴等	
b 製造や納入の時期、 ロット番号等	

¹ 必要事項が正確に記載されていない場合は、通報者に対して詳細の確認を行います。
² 通報は本名で行い、連絡先を明記する必要があります。ただし、通報者の情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。また、処理の過程において匿名を希望する場合には、その旨を記載する必要があります。
³ 「被通報者」とは、当該通報において、調達コードの不遵守（又はその疑いを生じ得る事実）を生じさせていると考えられる者を指します。
⁴ 可能な限り詳細な情報を記載してください。

- (1) 通報者の氏名・住所・連絡先（電話番号、e-mailアドレス）※2
- (2) 被通報者に関する情報
- (3) 協会、出展者等が調達する調達物品等の情報
- (4) 現実に生じた負の影響等の具体的内容
- (5) 不遵守の具体的事実、対象となる調達コードの条項
- (6) 調達コードの不遵守と負の影響の因果関係
- (7) 通報者が期待する解決策
- (8) 被通報者との対話の事実
- (9) 他の紛争処理手続で係争中、又は通報受付窓口で手続中の案件か

※1 メールが使用できない場合等は、郵送での提出も可能。通報の言語は、日本語、又は英語とする。

※2 通報者の情報は、法の要請による場合を除き、外部には非公開。処理の過程における匿名希望も可能。

通報受付窓口における案件処理のプロセス、情報公開等



- 案件処理の標準的なプロセスは、以下の(1)～(6)のとおり。標準処理期間は、2か月程度が目安。
- 通報の処理状況等は持続可能性有識者委員会に報告し、必要に応じて委員に助言を求める。
- 通報概要等は、協会のウェブサイトで原則として公開。

案件処理のプロセス	(1) 通報、受付	通報フォームに通報の内容を記入し、メールで協会に提出
	(2) 通報案件の処理開始の審査	通報について、要領に基づき処理手続を開始するかを審査・通知
	(3) 情報収集	ヒアリング、必要関係文書の入手、現地調査等により通報者・被通報者等から情報収集
	(4) 当事者間の対話	事実関係や論点を整理・提示し、当事者の自主的な合意形成に向けた対話を促進
	(5) 改善措置	- 不遵守が認められた場合、被通報者等に対して改善措置を要求 - 被通報者は改善計画書を協会に提出した上、改善に取り組み報告
	(6) 通報案件の処理完了の判断	被通報者の報告後、処理プロセスの完了を判断し、処理完了の旨を関係者に通知
持続可能性有識者委員会への報告		通報の受付状況、処理状況、結果の概要等を報告
情報公開		通報の受付状況、処理状況、結果の概要等を協会のウェブサイトで原則として公表
広報		要領を協会のウェブサイトに公開するなど、通報受付窓口の広報に努める

- 協会のウェブサイトに掲載している、**通報フォーム（Word）**にご記入の上、**メール等で協会に提出。**

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

✓ メール：sustainability@expo2027yokohama.or.jp

✓ 住 所：〒231-0013

横浜市中区住吉町1-13 松村ビル本館 7階

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

サステナビリティ推進部 サステナビリティ推進課

✓ 電 話：045-307-2107